

小型船舶係留施設募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は地方港湾津居山港気比地区の小型船舶係留施設（以下「係留施設」という。）の使用許可対象者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可対象船舶)

第2条 係留施設の使用を許可することのできる船舶は次のいずれにも該当するものとする。

(1) プレジャーボートであり、次のいずれにも該当しない船舶であること。

許可できない船舶

・漁船、遊漁船、船舶運航事業の用に供する船舶、水上オートバイ・エンジンのない6 m以下のヨットその他の自宅等において保管することが可能な船舶

(2) 原則として船舶の大きさが、長さ10.0 m、幅3.0 m、吃水2.0 mを超えないこと。

(3) 船舶検査証書の有効期限が満了していないこと。

(使用申し込みの資格)

第3条 係留施設の使用を申し込みできる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 前条に規定する船舶を所有している者

(2) 前条に規定する船舶を割賦販売法により所有権留保された使用者

(3) 前条に規定する船舶を賃貸借又は使用貸借により使用する者

(申込者の内定)

第4条 係留施設の使用申し込みがあったときは、但馬県民局長は係留施設の使用状況等を考慮し係留可能と判断したときは、次の優先順位により使用者を決定する。

① 津居山港港湾区域内で他に適正な係留箇所を探していたが見つからなかった者

② 他に適正な係留箇所を探していたが見つからなかった者

(申し込み方法)

第5条 係留施設の使用申し込みを使用とする者は、小型船舶係留施設使用申込書に次の必要書類を添えて豊岡土木事務所管理課に提出しなければならない。

① 誓約書 ② 住民票（法人にあっては商業登記簿の謄本）

③ 船舶検査証書の写し ④ 船舶操縦免許証の写し

⑤ 現況カラー写真（船舶全体が分るもの、船舶番号が分るもの）

⑥ 共同所有の場合は所有者全員の名簿

⑦ 賃貸借等により使用している場合は所有者の承諾書

（使用の期間）

第6条 係留施設の使用期間は、使用を開始した日から同一年度内とする。

（使用料金）

第7条 係留施設の使用料金は、別表のとおりとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区 分	料 率	金 額
艇長 6 メートル未満の船舶	1 隻につき 1 月	7,500 円
艇長 6 メートル以上 7.5 メートル 未満の船舶	1 隻につき 1 月	7,600 円
艇長 7.5 メートル以上の船舶	1 隻につき 1 月	7,600 円に艇長 1 メートル 又は 1 メートルに満たない 端数を増すごとに 130 円 を加算した額